



中央新幹線建設に伴う工事に関わる確認事項

中央新幹線の建設にあたり、東海旅客鉄道株式会社（以下、「JR 東海」という。）は、工事の安全、環境の保全、地域との連携を重視して進めることとしているが、南木曾町、JR 東海、鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下、「機構」という。）及び長野県は、今後、以下の事項について相互に連携・協力して誠実に取り組むものとする。

- 1 JR 東海は、必要な発生土置き場（仮置き場含む）を確保した後にトンネル（斜坑含む）掘削を行う。
- 2 JR 東海は、発生土置き場（仮置き場含む）、作業ヤード及び工事用道路の造成着工前に、施工方法、安全性及び管理方法について、わかりやすく説明する。
- 3 工事用車両の運行に係る時間帯や安全対策等に関する事、発生土置き場（仮置き場含む）の管理等に関する事は、必要により別途文書で確認を行う。
- 4 JR 東海は、長野県及び南木曾町に提出する環境保全計画に基づき、環境の保全に努めるものとする。  
また、JR 東海は、長野県水環境保全条例第 6 条及び長野県指令 29 水大第 378 号（平成 30 年 3 月 27 日付）の知事同意の条件に基づき必要な対策を行う。  
なお、当該対策を行うにあたって別途文書で確認を行う。
- 5 上記の実施にあたり、疑義または予測できない問題や課題が新たに発生した場合は、4 者が協議して解決する。

上記の確認の証として本通 4 通を作成し、南木曾町、JR 東海、機構、長野県それぞれ記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和元年 8 年 21 日

|                              |         |
|------------------------------|---------|
| (地 元) 南木曾町長                  | 向 井 裕 明 |
| (事業者) 東海旅客鉄道株式会社             |         |
| 中央新幹線推進本部 中央新幹線建設部           |         |
| 名古屋建設部長                      | 本 田 敦   |
| (発注者) 独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 |         |
| 関東甲信工事事長                     | 都 築 保 勇 |
| (立会人) 長野県飯田建設事務所             |         |
| リニア整備推進事務所長                  | 丸 山 義 廣 |

**中央新幹線建設に伴う工事に関わる確認事項を締結しました**  
 令和元年 7 月 25 日に開催された「第 27 回南木曾町リニア対策協議会」における協議の結果、確認事項（案）の締結に大方の委員の理解が得られたことから、南木曾町は、JR 東海、鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び立会人の長野県と「中央新幹線建設に伴う工事に関わる確認事項」を令和元年 8 月 21 日に締結しました。

## 確認事項の解説について

### ① 経過

リニア中央新幹線は、平成23年5月に全国新幹線鉄道整備法に基づき国土交通大臣によりJR東海が営業主体及び建設主体に指名され、整備計画の決定及び建設の指示がなされた。

町では、平成26年6月にリニア整備にかかる課題について協議し事業主体であるJR東海に対して適切な対応を求めることを目的とするリニア中央新幹線対策協議会を設置し、JR東海と協議・交渉を行ってきた。

対策協議会では、住民の安全と安心を確保するためにJR東海に協定書・確認書の締結を求めており、町がJR東海と協議し素案を作成することが確認され町はJR東海と事前協議を行ってきた。

### ② 位置付け

確認事項は、協議会が求めてきた基本協定書に相当するもので、これからの事業の進め方や基本的な考え方をまとめたものです。工用車両

の通行の取り決め、発生土置き場のことや、水道水源の枯渇等の場合の応急措置のための事前対策などについて、確認事項を締結後に具体的な検討を進めて、改めて文書で取り決めていこうとするものです。

**Q** 確認事項になっていますが、基本協定を結ぶということでも今まで考えてきたので、基本協定ではないのですか。

**A** (JR) 確認事項は、基本的に基本協定と同じ位置付けだと認識しています。町との最初の約束事と認識しています。

**Q** 確認事項は、JR東海、機構などの工事関係者が、南木曽町及び長野県に対して誓約する内容を確認事項としてまとめた文書ということですか。

**A** (JR) 長野県の立会の下、南木曽町、JR東海、機構が、中央新幹線建設に伴う工事において相互に連携・協力して取り組むべき事柄について確認する文書です。

**Q** 確認事項は、第1項は明確ですが第2項以下は不透明で不十分

ではないですか。

**A** (町) 確認事項をベースとして発生土置き場、水道水源など個々の事項については改めて取り決めにし、必要によっては別途文書で交わすことで明確にしていきたいと思います。

### ③ 補足説明など

#### ■第1項

**補足** 発生土置き場が確保できない状態で掘削をしない。

**Q** 発生土の仮置き場の設置基準、条件は何があるのですか。

**A** (JR) 発生土については、仮置き場だけではなく最終的な置き場の確保は必須ですので、関係機関等と協議のうえで必要な対策等を行います。

**Q** 仮置き場の容量が増えることはないとの理解でよいですか。

**A** (JR) 説明した容量を超えて使用することはありません。

#### ■第2項

**補足** 工事を行う前に説明会でわかりやすく説明する。説明なしに工事

はしない。

**Q** 住民が分りにくい、分らない場合にはJR東海は何度でも説明会を行うなどの対応を取るのですか。

**A** (JR) 説明内容、事柄によって異なると考えられますが、ご不明な点につきましては関係する皆様に丁寧にご説明いたします。

#### ■第3項

**補足** 工用車両の運行については事前に町・地元と確認し約束する。発生土置き場の状況によって文書で管理方法等について取り交わしを行う。

**Q** 「JR東海は」との主語を入れるべきではないですか。

**A** (JR) 別途文書については、関係機関等と相互に確認するものであるため、明記することは適切ではないと考えます。

**(町)** 町が主導してJR東海と別途文書を締結する場合も考えておりますので、提案の文面でのよいのではないかと考えてます。

**Q** 発生土置き場の管理について懸念があります。

**A** (町) 確認事項第2項によりJR東海が着工前に説明を行うこと、第3項により必要により別途文書で確認を行うこと、第4項によりJR東海は長野県及び南木曾町に環境保全計画を提出することが確認されていますので、懸案事項については、その都度確認していただけます。また、発生土置き場の設置は、保安林内における土地の形質の変更であれば森林法、河川保全区域内行為であれば河川法、砂防指定地内行為



であれば砂防法などの法規制の対象となります。

#### ■第4項

**【補足】** 妻籠水道水源保全地区における行為の事前協議に対する長野県からの知事同意条件及び長野県水環境保全条例第6条の事業者の責務をしっかりと守っていく。具体的には、妻籠・向ヶ原・高山高区の3つの水源に万が一の時に影響が生じないように事前の対策を行う。

※長野県水環境保全条例(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動の水環境に与える影響にかんがみ、自ら進んで水環境の保全のために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、県及び市町村が実施する水環境の保全のための施策に協力しなければならない。

**Q** 妻籠、向ヶ原、高山高区の水道水源について万が一の時の影響が生じないように対策を行うとの説明ですが、具体的に記載ができませんか。

**A** (JR) 3つの水源が蘭川左岸にあるので影響のない右岸側か

ら水源を確保しておいた方がよいと考えています。そこからトンネルを掘った時に影響がたととしてもすぐに対応できるように水道を引くことを考えています。具体的にどこからどこまで何をつくってどういった設備が必要かはこれから調整をしていきます。改めて調整できた段階で示すことができると思います。

**Q** 確認事項が適用される地域的な範囲はどこですか。

**A** (JR) 適用される範囲は南木曾町内です。南木曾町内での工事(山口工区の一部を含む)に関する環境保全の計画については、対策協議会等にご説明いたします。

#### ■第5項

**【補足】** 確認事項にない事柄が新たに生じた場合は、しっかりと協議して解決する。

**Q** 第5項は将来効力を失うことになる可能性はないのですか。

**A** (JR) 工事了後についても課題等が発生した際は関係者間で協議して解決します。

**Q** 沢の水が枯れた場合の農業用水や絶滅危惧種を含む動物への対応はどのように考えていますか。

**A** (JR) 農業用水の場合、利用しているところが利用できなくなった場合には代替りのものを作りますし、希少な動物がいて棲めなくなった場合もしっかり対策を行います。

#### ■その他

**Q** どういうふうにかかしてまちづくりをしていくのですか。

**A** (町) リニアによる地域振興については南木曾商工会で「リニア新幹線を活かした地域づくり委員会」を立ち上げていただいています。

**Q** 山口工区で落盤事故があったが、南木曾町内での追加調査や安全性の高い工法の再検討はしないのですか。

**A** (JR) 今後、南木曾町においても必要に応じて追加の調査を行うなど、安全性の高い施工方法を検討します。

#### 4 今後の対応

確認事項をベースとして、発生土・水道水源など個々の事項については改めて取り決めをし、必要によって文書を交わしていきます。

次の段階の具体的なことについても町で責任を持って対応・交渉し、進捗の状況により協議会と協議して住民の皆様と話をしていきます。

**Q** 別途文書、確認文書はどのように作成していくのですか。

**A** (JR) 状況によりますが、基本的にはJR東海と町とで協議し作成します。

**Q** 取り決めや文書確認はどのようなものが想定されるのですか。

**A** (町) 事務局で想定している確認文書等は別添のとおりです。当面は、妻籠水道水源保全地区内行為事前協議に対する知事同意の条件である「情報提供の方法、手段等についての取り決め(仮)」や「妻籠・向ヶ原・大山区の水道水源の保全等に関する事項についての文書による確認(仮)」、国道256号から広瀬非常口までの工事用道路についての「町道棚橋線道路工事に関する取り決め(仮)」についてJR東海と協議・交渉を行うこととなります。

### 確認事項（基本協定に相当）と別途文書（確認書）についての整理

| 項目                 | 確認すべき事項  | 締結の時期                  |
|--------------------|--|------------------------|
| 確認事項（基本協定に相当）      | 4者が5つの事項について相互に連携・協力して誠実に取り組む疑義又は予測できない問題や課題が新たに発生した場合は、4者が協議して解決する  | 令和元年8月21日              |
| 別途文書（確認書）          |  |                        |
| 第3項関連              |  |                        |
| 車両の運行              | 工事の安全対策に関すること<br>工事用車両の運行方法、安全対策に関すること                               | 発生土置場の設置時<br>トンネル掘削開始時 |
| 発生土置場<br>(仮置き場含む)  | 発生土置場（仮置き場含む）の安全確保・災害防止対策・維持管理に関すること<br>重金属・放射線（ウラン）に関すること           | 発生土置場の設置時<br>トンネル掘削開始時 |
| 工事用道路              | 256号から広瀬斜坑までの工事用道路に関する取り決め<br>256号から尾越斜坑までの工事用道路に関する取り決め             | 工事用道路工事着手時             |
|                    | 町道棚橋線道路工事に関する取り決め（仮）   | 令和元年度（見込み）             |
| 第4項関連              |  |                        |
| 水道水源<br>代替水源（事前対策） | 県知事の同意条件（妻籠水道水源）に関すること<br>個人水道に関すること<br>情報提供の方法、手段等についての取り決め（仮）      | 可能な限り早急に<br>令和元年度（見込み） |
|                    | 代替水源確保の方法及びその時期（妻籠水源・向ヶ原水源・大山区水源）                                    | 可能な限り早急に               |
|                    | 水道水源の保全等に関する事項についての文書による確認（仮）  | 令和元年度（見込み）             |
| 環境保全・自然景観          | 国の環境基準ではなく、地元の環境水準を保全すること<br>(大気・騒音・振動・粉塵・交通渋滞など)<br>作業ヤード等の景観に関すること | 工事用道路又は作業ヤードの工事着手時     |
| 水資源                | 田んぼ等の水利用に関すること（減水時の補償）<br>水資源（男滝・女滝）に関すること（減水時の補償）<br>蘭川等の水質保全       | 斜坑の掘削工事着手時             |
| 第5項関連              |  |                        |
|                    |  |                        |

担当 もっと元気に戦略室 総合戦略係